

# 日本におけるヒト受精胚の 培養期間

2023年10月30日

第3回「多能性幹細胞等からのヒト胚に類似した構造の作成等に関する検討」に係る作業部会  
内閣府 生命倫理専門調査会 事務局

指針

条文

「特定胚の取扱いに関する指針」（令和3年6月30日改正）

第十条

・作成後又は譲受後の人クローン胚は、当該人クローン胚の作成から**原始線条が現れるまでの期間に限り、取り扱うことができるものとする**。ただし、特定胚を作成した日から起算して**十四日**を経過する日までの期間内に原始線条が現れない特定胚については、経過日以後は、その取扱いを行ってはならないものとする。

第二十条

・作成後又は譲受後のヒト胚核移植胚は、当該ヒト胚核移植胚の作成から**原始線条が現れるまでの期間に限り、取り扱うことができるものとする**。ただし、経過期間内に原始線条が現れない特定胚については、経過日以後は、その取扱いを行ってはならないものとする。

ART指針「ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療に関する倫理指針」

第2章 第4 取扱期間

配偶子から作成した**ヒト受精胚は、原始線条が現れるまでの期間に限り、取り扱うことができる**。ただし、ヒト**受精胚**を作成した日から起算して**14日**を経過する日までの期間内に原始線条が現れないヒト受精胚については、**14日**を経過した日以後は、取り扱わないこととする。なお、ヒト受精胚を凍結保存する場合には、当該凍結保存期間は、取扱期間に算入しないものとする。

ゲノム編集指針「ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針」

第2章 第2 取扱期間

ヒト受精胚は、**原始線条が現れるまでの期間に限り、取り扱うことができる**。ただし、**受精後14日**を経過する日までの期間内に原始線条が現れないヒト受精胚については、**14日**を経過した日以後は、取り扱わないこととする。なお、ヒト受精胚を凍結保存する場合には、当該凍結保存期間は、取扱期間に算入しないものとする。

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」

第4. 制度的枠組み 1. 基本的考え方

本報告書においては、ヒト受精胚の取扱いの基本原則をヒト胚の取扱いについて共通の基本原則とし、これに基づいた考察の結果、ヒト胚を損なうことになる研究目的の作成・利用は原則認められないが、例外的に容認される場合もあるとした。また、ヒト胚は胎内に戻さず、取扱いは**原始線条形成前に限る**こととしている。